共同企業体協定書第８条に基づく協定書

舞鶴市発注に係る下記業務については、共同企業体協定書第８条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、対象業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

１ 対象業務　　　　　　　　　排水ポンプ車操作業務委託

２ 出資の割合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ％

％

外　　社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

令和６年　　月　　日

共同企業体

㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞